

社会資本整備審議会 建築分科会 建築環境部会 建築物エネルギー消費性能基準等小委員会
議事要旨

1. 日時 令和5年1月25日（水）10:05～12:00

※WEBシステムによる会議方式

2. 出席者

田辺委員長、秋元委員、伊香賀委員、清家委員、鈴木（大）委員

鈴木（康）オブザーバー、高井オブザーバー、林オブザーバー、上木オブザーバー、富樫オブザーバー、安田オブザーバー、資源エネルギー庁

3. 議題

- ・省エネ法改正に伴う対応
- ・省エネ未評価技術の評価の円滑化

4. 議事要旨

2つの議題についてそれぞれ以下のとおり審議が行われた。

議題（１） 省エネ法改正に伴う対応

事務局より資料4について説明し、原案の通り承認することとなった。本議題に対する主な意見は以下のとおり。

- ・全面義務化への対応として現行の換算係数を維持する建築物省エネ法の対応方針に賛成。
- ・2025年以降の換算係数の取扱いについては、早めに議論を開始し、十分な議論期間・周知期間の確保が必要。
- ・電気やガスといったエネルギーの選択が基準の適否に影響するルールの見直しも検討いただきたい。
- ・生産者の立場のほかには使用者の立場から考えることが大事。特にNEBの部分、非住宅であれば生産性、住宅であれば健康安全性的な環境の質等のスペックが損なわれるような運動の仕方では問題が出てくるので、このような観点から基準値のあり方検討も早めにするべき。

議題（２） 省エネ未評価技術の評価の円滑化

事務局より資料５について説明し、原案の通り承認することとなった。本議題に対する主な意見は以下のとおり。

- ・大臣認定制度等の運用改善を図ることに賛成。
- ・省エネ技術が正しく性能を発揮できているかの確認や、設計時の評価のフォローという観点では、設計時の評価だけでなく、運用時の評価をする仕組みがあると良い。
- ・未評価技術の評価は将来的に適合性判定に活用することを展望するものなので科学的で透明性のある評価方法、検証データを伴い実効性が担保された評価方法とすることが不可欠。そのため、学会、産業界（設計、施行、製造業）、評価機関の積極的で真摯な貢献が不可欠。
- ・未評価技術を構成するパーツの性能・品質に関する公的規格がない性能評価は、確認作業に時間を要し提案者のモチベーション低下が起り得る。申請の前段階で規格化されていれば円滑な評価に繋がるので、パーツの公的規格化を国交省・経産省両省で積極的に推進して欲しい。
- ・将来的には未評価技術がWEBプログラムに反映されていくことが重要。
- ・大臣認定等の活用は余力のある大手事業者に限られがちなため、将来的には性能評価の実績を踏まえて、簡素化した評価方法を作り、小規模な事業者でも活用できる仕組みがあるといい。

その他ご意見

- ・第三次答申の「建築物の省エネ性能の一層の向上」に記載されている「（３）既存建築ストックの省エネ化等」、「（４）建築物における再生可能エネルギーの利用の促進」の項目についても、進捗を説明いただきたい。
- ・省エネ適合性判定やZEH評価における太陽光発電の扱い、その他一次エネルギー消費量の扱い等について、業界や一般の方々に理解されるよう分かりやすく説明していくことが重要。
- ・特に住宅のWEBプログラムの出力結果の表現について、一般の方々も見るという観点で分かりやすく整理いただきたい。

[問い合わせ先]

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当） 付

TEL：０３－５２５３－８１１１

FAX：０３－５２５３－１６３０